

1 令和7年度指導監査等の実施方針等について

1 指導監査等の実施方針等

(1) 基本的な考え方

- ① 指導監査等は、法令及び厚生労働省等から発出された処理基準、技術的助言その他必要と認める通知に基づき実施する。
- ② 明解で透明度の高い指導監査等とするため、根拠規定を明確にするとともに、当該規定の内容を法人・施設等に明示する。
- ③ 指導監査等の重点事項の確認を徹底する。その上で、不適正な運営の認められる法人・施設等に対しては、継続して指導監査等を実施し、必要な改善措置を講じる。
- ④ 社会福祉法人・社会福祉施設については、社会福祉法第75条の趣旨に基づき、指導監査結果の積極的な公表を行う。

社会福祉法

第七十五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 重点事項

① 社会福祉法人

- ア 理事会及び評議員会の開催に伴う招集通知が期日までに対象者に発出され、出席を要す者により適切に開催されていること。
- イ 理事会及び評議員会において、必要な事項が審議されていること。特に、重要・異例の事項について、理事長専決によることなく理事会で審議されているなど、理事長等に権限が集中していないこと。
- ウ 理事会議事録及び評議員会議事録が適正に作成・保管されていること。
- エ 監事監査が適正に行われていること。
- オ 定款、役員等名簿、役員等報酬等支給基準、現況報告書及び計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・収支計算書）について、法人ホームページ等のインターネット上で公開されていること。

② 施設運営

- ア 労働関係法規が遵守され、適切な労務管理が行われていること。
- イ 施設長等及び職員の給与支給及び定期昇給等について、給与規程及び勤務実態等に基づいて適正に行われていること。
- ウ 特定の人物に権限が集中していないこと。また、内部牽制体制が確立し、かつ形骸化していないこと。

エ 会計基準及び経理規程等に則った適正な会計処理が行われていること。

特に、簿外管理や収入の計上もれ、対象外経費への支出等がないこと。

オ 利用料収入や小口現金等の現金の管理について適切に行われていること。

カ 領収書等の証憑書類が適正に保管されていること。

キ 物品購入及び工事等の契約について、経理規程及び各通知に基づき、適正な契約事務が行われていること。

ク 委託費や措置費等が関連通知に基づき、適切に支出されていること。

③ 利用者処遇

《共通》

ア 職員体制について、最低基準等に係る職員が確保され、安定的な利用者処遇が確保されていること。

イ 非常災害対策について、市の条例に基づき、施設の立地環境や施設利用者の状況等に応じ、火災のみならず、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による具体的計画を立て、連携体制を整備していること。
また、火災、不審者、夜間を想定した防災・防犯体制が整備され、定期的に避難訓練が実施されていること。

ウ 新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ、レジオネラ等の感染症並びに食中毒の発生の予防及びまん延防止のため、施設の特性に応じた対策が図られていること。

エ 職員の定期的な健康診断及び検便が実施されていること。

オ 苦情解決体制が整備され、利用者等への周知、第三者委員への報告及び苦情解決結果の公表等、適切な運用がなされていること。

カ 事故発生防止のための体制が整備され、事故発生時における処置等の記録や、関係機関等への連絡、再発防止の取り組み等、適切な運用がなされていること。

キ 利用者の虐待の防止のための措置がとられ、適切な対応がとられていること。

《児童福祉施設等》

ア 感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止のため、次の対応がとられていること。

- ・乳幼児の糞便・嘔吐物の衛生的な処理
- ・夏場に使用するプールの適切な使用
- ・給食材料の適切な納品・検収

イ 食物アレルギーのある子どもなど、一人一人の子どもの心身状態に応じた給食の提供がなされていること。

ウ 保育士等の処遇改善または向上のため、処遇改善加算額が確実に職員の賃金改善に充てられていること。

エ 保育所等の質の向上のため、保育士や調理員等の研修参加に関する計画や体制が整備されていること。

オ 午睡中やプール使用時の利用児童の安全対策がなされていること。

④ 障がい福祉サービス事業所等

ア 事業所運営や給付が適正に行われていること（人員・運営基準の遵守、基本報酬の適切な算定、報酬改定に伴う報酬・基準の見直し）

イ 感染症対策が適正に行われていること（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施）。

ウ 業務継続に向けた取り組みが行われていること（感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施）。

エ 虐待防止対策が適正に行われていること（虐待防止委員会の設置、従業員への研修の実施、虐待防止のための責任者の設置）

オ 身体拘束適正化のための対策が適正に行われていること（身体拘束等適正化委員会の設置、指針の整備、従業員への研修の実施、身体拘束適正化のための責任者の設置）

カ 非常災害対策計画・避難確保計画の策定、避難訓練が適正に実施されていること（非常災害対策計画・避難確保計画の策定状況、非常災害対策計画・避難確保計画の内容点検、避難訓練の実施状況）

⑤ 介護サービス事業所及び有料老人ホーム

ア 事業所運営や給付が適正に行われていること（人員・運営基準の遵守、基本報酬の適切な算定、報酬改定に伴う報酬・基準の見直し）＜介護サービス事業所＞

イ 有料老人ホームに併設された介護サービス事業所等が、自立支援・重度化防止の観点から適切なサービス提供を行っていること（サービス実態の把握、ケアプランの適正な作成、給付費の適正化）＜介護サービス事業所＞

ウ 感染症対策が適正に行われていること（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施）。

エ 業務継続に向けた取り組みが行われていること（感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施）。

オ 虐待防止対策が適正に行われていること（虐待防止委員会の開催、指針の整備、従業員への研修の実施、虐待防止のための担当者の設置）。

カ 入居契約時において、施設の重要事項等について詳細な説明が行われており、契約に基づき適切なサービスの提供が実施されていること。＜有料老人ホーム＞

キ 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われていないこと。＜有料老人ホーム＞

ク 利用者の預り金等の金銭管理が適正に実施されていること。

2 指導監査等基準について

令和7年度版の指導監査等基準（チェックリスト）を作成し、指導監査等実施通知と併せて、法人及び施設等に送付し、指導監査（運営指導）当日は当該指導監査等基準に基づき指導監査（運営指導）を実施する。